

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

(令和5年分以降用)

氏名

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項				
認定年月日 (変更の認定年月日)		・ ・ ( ・ ・ )	事業実施地域	
地方事業所基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算				
基準雇用者数 (35)	①	人	移転型地方事業所基準雇用者数	① 人
地方事業所基準雇用者数	②		移転型新規雇用者総数	⑫
調整地方事業所基準雇用者数 (①と②のうち少ない数)	③		移転型特定非新規雇用者数	⑬
特定新規雇用者数	④		移転型特定非新規雇用者基礎数 (⑪-⑫)と⑬のうち少ない数)	⑭
特定新規雇用者基礎数 (③と④のうち少ない数)	⑤	(マイナスのときは0)	対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (⑩と⑭のうち少ない数)	⑮
移転型特定新規雇用者数	⑥		税額控除限度額 (30万円×⑤+20万円×(⑦+⑩+⑮))	⑯ 円
移転型特定新規雇用者基礎数 (⑤と⑥のうち少ない数)	⑦		調整前事業所得税額	⑰
新規雇用者総数	⑧		本年税額基準額 (⑰× $\frac{20}{100}$ )	⑱
特定非新規雇用者数	⑨		本年税額控除可能額 (⑯と⑱のうち少ない金額)	⑲
特定非新規雇用者基礎数 (③-⑧)と⑨のうち少ない数)	⑩	(マイナスのときは0)	調整前事業所得税額超過構成額	⑳
			本年税額控除額 (⑲-⑳)	㉑
地方事業所特別基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算				
基準年		年	本年税額控除限度額 (40万円×(㉕-㉕の内書))+30万円×(㉕の内書)	㉖ 円
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数	適用年	年	⑳ 内 人	差引本年税額基準額残額 (⑱-⑲)
		年	㉓ 内	本年税額控除可能額 (㉖と㉗のうち少ない金額)
		年	㉔ 内	調整前事業所得税額超過構成額
地方事業所特別基準雇用者数 (㉒+㉓+㉔)		㉕ 内	(マイナスのときは0)	本年税額控除額 (㉘-㉙)
所得税額の特別控除額 (㉑+㉚)				㉛
基準雇用者数に関する明細				
適用年の12月31日における雇用者の数	適用年の前年12月31日における雇用者の数		㉜のうち適用年の12月31日において 高齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (㉒-㉜)
㉒	㉓		㉜	㉕
人	人		人	人

## 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

### 1 記載要領

(1) 「⑰」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(2) 「⑰」欄は、措法第10条の4の2第3項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除》の適用を受ける場合、「⑱-⑲」とあるのは、「⑱-⑲」-『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」として記載します。

(3) 「⑳」欄及び「㉑」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄及び「⑬」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5